

指定宗教法人の清算に係る指針の概要

令和7年10月20日
文部科学大臣決定

- 指針では、清算事務の遂行に当たり、被害者が相当程度多数、被害の早急な申出が困難、調査妨害等のおそれがあることを踏まえた対応について整理
- 清算は長期にわたると考えられるが、清算人は、一人の被害者も取り残すことがないよう、でき得る限りの努力をもって被害回復を図ることを明記

指針に位置づけた対応策

1. 財務状況の調査等

- ①清算人の補助者・代理人等の確保、専門家等の助力を得られる態勢の整備
- ②財務諸表等のほか、子会社等が保有する情報の調査、従前の役員等に対する事情聴取

2. 調査妨害等への対応

- ①清算人の調査への法人職員による妨害等には、懲戒・解雇等に止まらず、刑事上・民事上の責任追及を検討

3. 被害者に対する賠償等の対応

- ①被害者把握のための、寄附等の記録から判明する方への個別の通知、相談窓口の設置・説明会の開催や寄附等の記録の開示
- ②被害の類型化による弁償基準の設定（※）
※ 適切な額の弁護士費用が含まれることなどを明記し、広く周知して、弁護士の利用や、被害の申出をためらうことのないように配慮
- ③長期の申出期間の設定。申出期間の経過後も、新たに申し出る被害者に備え清算法人の財産を引き渡さずに、賠償を継続
- ④清算終了後においても、更に被害者救済を行うための財団の設立等を検討

※信者らの信教の自由に対する配慮として、清算人は、清算事務に支障のない範囲で、施設利用の許諾や宗教活動に利用されていない不動産等からの処分等を検討。

※指針は、宗教法人法の所管官庁として一般的に留意すべきと考える事項を示したもの。個別具体的な清算に際し、清算人は、裁判所と緊密に連携しつつ、状況に応じて権限を行使。